

平成28年度電子署名法研究会 開催要綱（案）

1. 目的

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）は、安全かつ信頼性のある電子商取引を促進するため、電子署名（電子署名法上の電子署名をいう。以下同じ。）が手書きの署名や押印と同等に通用することを規定した法律として、平成13年4月に施行された。

本年度の電子署名法研究会では、平成27年度電子署名法研究会等の過去の検討結果や新たな調査結果等を踏まえ、電子署名法における普及促進策等（特に、リモート署名の具体的な安全基準の作成）について検討し、もって電子署名の円滑な利用の確保を図ることを目的とする。

2. 名称

「平成28年度電子署名法研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 検討内容

- (1) リモート署名の具体的な安全基準について
- (2) その他

4. 構成及び運営

- (1) 研究会の検討を促進するため、研究会の下に「ワーキンググループ（以下「WG」という。）」を設置する。
- (2) 研究会およびWGの構成員は、別添のとおりとする。
- (3) 研究会には、座長1名を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により定める。
- (5) 座長は、WGのリーダーも兼ねることとする。
- (6) 座長及び構成員の任期は、平成29年3月末までとする。
- (7) 座長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (8) その他、研究会及びWGの運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 議事等の公開

- (1) 議事は非公開とする。
- (2) 研究会で使用した資料は、原則として公開とする。また、議事要旨は、速やかに経済産業省のホームページを通じて公表する。ただし、特別の事情がある場合は、座長の判断で資料及び議事要旨の一部または全部を非公開とすることができるものとする。

6. スケジュール

第1回	平成28年	9月29日（木）	午前10時～12時
第2回	平成28年	12月22日（木）	午後3時～5時
第3回	平成29年	2月7日（火）	午後3時～5時
第4回	平成29年	3月14日（火）	午後3時～5時（予備）

7. 事務局

研究会の庶務は、経済産業省委託事業を受託したみずほ情報総研株式会社において行うものとする。